

## e-click 広告主利用規約

e-click 株式会社（以下「弊社」という）は、弊社が提供する e-click アフィリエイトプログラム（以下「e-click」という）の利用に関して、本文に定義する広告主との間で利用規約（以下「本規約」という）を定めるものとする。広告主は、本規約および本規約に付随する全ての規約に対して同意の上申込みを行ったものとする。サービス開始後は、いかなる場合でも本規約を遵守するものとする。

### 第1条（用語の定義）

#### 1. 広告主、広告プログラム

弊社と本規約による契約を締結し、自己の運営する WEB サイトへネットワークを介し、ビジターの誘導を希望する者を広告主といい、広告主の運営する WEB サイトを広告プログラムという。代理店が広告主に代わり広告プログラムを運営（管理）する場合も代理店は本規約に従うものとする。

#### 2. サイトオーナー、サイトオーナーサイト、ビジター

弊社所定の規約による入会契約を締結し、自己の運営する WEB サイトからネットワークを介し、ビジターを広告プログラムに誘導し、報酬を得ようとする者をサイトオーナーといい、サイトオーナーの運営する WEB サイトをサイトオーナーサイトという。また、サイトオーナーサイト上のアフィリエイトリンクを経由して広告プログラムへ移動するものをビジターという。

#### 3. 提携

サイトオーナーは、サイトオーナー管理画面から広告プログラムに対して申請を行い、広告主は承認あるいは却下処理を行うものとする。自動承認の場合は、サイトオーナーからの申請と同時に広告主と提携状態となる。提携状態となったサイトオーナーのことを提携サイトオーナーという。

#### 4. 成果（売上型、固定型、発生成果、確定成果、却下成果）

ビジターによる商品やサービスの購入等に対してパーセンテージで成果報酬を設定する方法を売上型といい、フォーム入力やアンケートへの回答、初回限定トライアルセットの申し込みに対して、一定の金額を支払う方法を固定型という。アフィリエイトリンクを介して発生したビジターによる売り上げを総称して発生成果という。発生成果を広告主が承認条件により審査をし、承認したものを確定成果といい、発生成果を却下したものを却下成果という。

### 第2条（申込と承認）

広告主になろうとするものは、弊社指定の申込フォームに必要事項を記入の上、申込をするものとする。弊社が申し込み内容を審査し、申込を承諾した時点から本規約の効力が生じる。なお、申込の承諾日時は弊社が広告主に対して広告主 ID をメールにて発信した時点を用いる。

### 第3条（決済方法）

広告主になろうとするものは、プランごとに指定された決済方法にて支払わなければならない。ただし、弊社が特別に認めた場合は、この限りではない。

### 第4条（保証金・前金）

1. 広告主は第2条に基づき、弊社が申込を承諾した時点から料金を支払う義務を負う。広告主は弊社が指定する期日までに弊社の指定する保証金、有料プランを利用する場合は、システム利用料を合わせて銀行振

り込みで支払わなければならない（ただし、弊社が特別に指定以外の決済方法での支払を認めた場合は除く）。なお、振り込み手数料は広告主負担とする。弊社が広告主に提示した振込期日までに入金の確認ができない場合、広告主に事前に相談をせず e-click の開始を延期することができる。

2. 弊社は本契約が終了した時点で保証金から債務を差し引いて広告主に返還する。保証金の返金は銀行振り込みとし、振り込み手数料は弊社負担とする。返還期限は本契約が終了してから 10 年とし、広告主は期限を過ぎた保証金の返還請求はできないものとする。
3. 保証金は無利息とする。
4. 初期設定費用、システム利用料の前金はいかなる場合も広告主に返金されない。
5. 弊社はサービス開始後、取引の度合いに応じて広告主に対し、保証金の増額を第 13 条に定める支払い方法により請求することができる。
6. 前項の要求にかかわらず、広告主が弊社の要請に基づく保証金の支払い、増額に応じない場合、弊社は広告主の承諾を得ることなく契約を解除することができる。

## 第 5 条（サービスの内容）

弊社は自社で開発、運営・管理するプログラム及びネットワークを広告主、サイトオーナーが利用できるように提供する。

## 第 6 条（サービスプロモーション）

弊社は、広告プログラムのサービスが開始され、サイトオーナー管理画面で閲覧できる状態になった時点より一定期間、あるいは、弊社がプロモーション実施を判断した時点より、全サイトオーナー、提携サイトオーナー、一部有力なサイトオーナーへメールマガジンの発行を実施するなど e-click の WEB サイト上及びサイトオーナー管理画面上で告知を行い、特定広告プログラムのプロモーションを実施する。但し、その期間内容については弊社の自由裁量とする。

## 第 7 条（オプションサービス）

広告主がオプションサービスを申し込んだ場合、広告主は弊社に対してオプションサービス利用料金を支払うものとする。

## 第 8 条（他社 ASP 併用について）

1. 他社 ASP 併用不可プランでサービスを開始後、他社 ASP サービスを併用で開始した場合、もしくは、他社を併用しているにも関わらず、弊社に事前申告せず、弊社の他社 ASP 併用不可プランに申し込みをし、サービスが開始された場合、弊社はサービス開始日までさかのぼって発生した報酬の差額分の 2 倍、成果が発生していない場合でも 1 ヶ月 10,000 円（税抜）×利用期間を違約金として請求できるものとする。
2. 同条 1 項の場合、直ちに他社 ASP 併用不可プランから他社 ASP 併用プランへと移行するものとする。
3. 弊社は他社 ASP 併用不可プランを利用している広告主に対して事前の連絡なしにいつでも、不定期で購入テストを実施し、状況を確認することができる。その際に他社の利用が判明した場合は同条 1 項に従い違約金を請求できるものとする。

## 第 9 条（プログラム期間・成果報酬決定方法の選択・成果確定条件・却下条件・サイトオーナー本人購入）

1. 広告主は、サービス開始までにサイトオーナーに支払う成果（売上型、固定型、報酬、成果条件）を決定

し、弊社が指定する書式（指定 URL 先フォーム）に記入し、提出（登録）しなければならない。

2. 広告主は前項と合わせて契約期間を決定しなければならない。なお、弊社の初回最低利用期間は 2018 年 12 月 1 日以降の申し込みに限っては 6 ヶ月、それ以前の契約に関しては 24 ヶ月とする。
3. 広告主は、WEB サイトを 24 時間 365 日表示させるものとする。
4. 突発的なサーバー障害といった広告主に帰責性が存しない事由により WEB サイトが非表示となった場合は、非表示となった日から 5 日以内に、広告主は弊社および提携サイトオーナーに対し非表示となった現状に関し連絡する義務を負う。当該義務を怠った広告主は第 10 条 3 項に基づき弊社に対し違約金を支払うものとする。
5. 広告主は自身の判断により成果確定条件・却下条件を決定しなければならない。登録した条件を満たしている場合、サイトオーナーサイトのクオリティー、コンテンツ内容が気に入らないなど条件と関連性のない理由をもって成果を故意に却下したことが判明した場合、第 16 条 5 項に広告主は従うものとする。
6. 広告主が掲げる提携サイト条件に該当しないサイトを運営するサイトオーナーにおいて成果が発生した場合、広告主は発生した成果を却下することができるものとする。ただし、該当成果発生後に広告主が該当提携サイト条件を変更した結果、事後的に条件を充足しなくなった場合は却下を認めない。
7. 弊社は広告主から提出されたプログラム内容を審査し、利用を承諾する。承諾後、弊社は広告主の登録を行い、広告主に対し、サービス開始を通知する。
8. 広告主は各種成果報酬設定において「サイトオーナー本人の購入」欄の「ご本人の申込みを成果として認める」にチェックを入れた場合、サイトオーナー本人による購入に関しても成果報酬発生対象とする。ただし、サイトオーナーの本人購入は決められた方法（サイトオーナー管理画面を経由し、「本人購入」ボタンからの購入）に限る。

## 第 10 条（違約金）

1. 広告主が前条の最低利用期間経過前に契約解除を行う場合は、利用プラン問わず、提携サイトオーナー数に 1650 円（非課税）を乗じた金額を違約金として弊社に支払うものとする。
2. 違約金が保証金を上回る場合、弊社は広告主に別途、違約金の支払いを請求し、保証金を下回る場合は、保証金から違約金額を差し引いて広告主に返還する。なお、広告主が契約解除を行わない場合でも弊社に無断で WEB サイトを閉鎖した場合、WEB サイトの URL を変更した場合、サイトオーナーサイト上のアフィリエイトリンク先が存在しない（WEB サイトが表示されない）場合においても前項同様の違約金が発生することとする。
3. 広告主が運営する WEB サイトのドメインの消失に伴ってサイトが非表示となった場合も、広告主は本条第 1 項の違約金を支払う義務を負う。

## 第 11 条（サイトオーナーの解除）

広告主は提携中のサイトオーナーとの提携を解除する場合は、遅くとも解除の 7 日前までに広告主管理画面内の WEB メールを利用の上、通知しなければならない。その後、広告主管理画面内の所定画面より提携中サイトオーナーとの提携を解除することができる。なお、広告主は事前通知なしに提携中のサイトオーナーから提携を解除されることがあることを了承する。

## 第 12 条（成果の確定・却下、成果の取り消し、成果報酬の決定）

1. 広告主は成果が発生した日より返品期間などを考慮し広告主自身が指定した自動成果承認猶予までに広

告主管理画面内所定画面にて自らの責任と判断において、個々の成果を確定または却下しなければならない。発生成果は成果自動承認期間を過ぎると強制的に承認されることを承諾するものとする。未払い、返品などいかなる理由によっても自動成果承認猶予期間を経過し一旦承認された成果は取り消しがされない旨承諾するものとする。また強制的に承認された成果の請求金額は支払わなければならない。

2. 広告主は、発生成果が本規約第9条の成果報酬の決定方法を満たした場合には、発生成果を確定しなければならない。発生成果の確定により、広告主は弊社に対して成果報酬の支払義務を負う。確定された成果は、いかなる理由があっても取り消し・撤回をすることはできない。
3. 本条第1項に定める個々の発生成果の確定または却下処理を弊社が広告主に代わって行った場合は、広告主は速やかにその処理を管理画面上で確認するものとし、当該確定処理に変更の必要がある場合は、確定の日時から24時間以内に弊社に通知しなければならない、24時間経過をもって当該処理を承諾したものとみなす。
4. サイトオーナーが退会になった場合にも、同条全各項は適用されるものとし、広告主は弊社に成果報酬を支払うものとする。

### 第13条（利用料金の支払方法）

1. 弊社は毎月末日を締日とし広告主に対して前月発生した e-click 利用料金（無料プランを除く）、成果報酬、成果報酬に対する手数料（e-click コミッション）およびオプションなどの料金を集計し請求する。広告主は当月末日までに弊社指定の決済方法を利用し、請求料金を支払わなければならない。なお、銀行振り込みを利用する場合、振り込み手数料は広告主負担とする。
2. 本条第1項の利用料金の合計金額が100円未満の場合には、弊社は広告主に対する請求を翌月以降へ繰り越すことができる。但し100円未満の状態が6ヶ月間経過した場合は、7ヶ月目に弊社の裁量によって請求することができるものとする。
3. 振込期日を過ぎても支払いがなされない場合は、広告主に事前の承諾なく、弊社の裁量によってサービスの停止、有料プランから無料プランへの変更などを実施する。なおサービス停止期間も有料プランの場合は、月額費用が発生するものとする。

### 第14条（広告主の遵守事項）

広告主は広告プログラムにおいて以下の事項を行ってはならず弊社から是正の要請があった場合は速やかに応じなければならない。一定期間経過後も是正または改善がなされない場合、本規約第25条に基づき、弊社は広告主との契約を直ちに解除できるものとする。その場合、第10条による違約金を広告主は弊社に対し支払う義務を負う。

1. 暴力・虐待を推奨するWEBサイト、人種差別を推奨するWEBサイト、アダルトサイト、アダルトバナーを掲載しているWEBサイト、その他公序良俗または法令に違反するなど弊社が e-click 広告主として不適当と判断するWEBサイトを運営すること
2. 弊社に対して虚偽の情報を申述すること。サイトオーナーが確認できる広告プログラム情報に虚偽の情報を提供すること
3. 18歳未満のものをWEBサイトの担当とすること
4. 弊社のサイトオーナーを他社のアフィリエイトプログラム又は類似サービスへ勧誘する行為、直接取引、直接成果酬等を授受することを目的として直接連絡する行為、または同等の行為
5. 他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権、そのほか法律上の権利を侵害する行為

6. サイトオーナーの個人情報のみを獲得することを目的とした行為
7. 暴力団等反社会的勢力と資本・資金上関連があり、名目を問わず資金提供その他の取引を行い、それらの者を役員に選任し、又は従業員として雇用する行為
8. 問い合わせフォーム、特定商取引法に基づく表示、プライバシーポリシー、会社概要が表示されない、またはリンク切れ等（400 エラー、500 エラーなど各種エラー表示やドメインの喪失を含む）正しく表示されないサイトを運営している場合
9. 弊社利用サイトオーナーの個人情報を他社へ持ち出すことを目的とした行為

#### 第 15 条 (ID とパスワードの管理)

広告主は弊社が発行した ID 及びパスワードの管理責任を負うものとする。万一、管理を怠った為に発生した損害は広告主負担とし、弊社は一切責任を負わないものとする。

#### 第 16 条 (成果の管理)

1. 広告主は常に e-click 広告主管理画面にログインし、成果結果に関するデータを管理する義務を負い、サイトオーナーの不正な行為を発見した場合、直ちに弊社に報告しなければならない。
2. 広告主が成果に関するデータの管理及び不正な行為の報告を怠ったことに起因する損害一切は、広告主の負担とし、サイトオーナーとのトラブルに関しては広告主が解決するものとし、弊社は一切責任を負わない。
3. 広告主は成果結果の確定または却下を行った根拠となる事実に関する記録を保管し、弊社より請求を受けた場合、直ちに弊社に対し当該記録その他弊社の要求する書面を提示し説明または報告しなければならない。
4. 弊社は広告主の成果結果の確定・却下状況、または前項の説明・報告に虚偽の疑いがあると判断した場合、成果結果の確定・却下状況を調査するため、広告主の営業所・倉庫などに対して立ち入り調査することができ、広告主は全面的に調査に協力しなければならない
5. 広告主の成果結果の確定・却下に関して虚偽の処理が判明した場合、以下の一切の費用を弊社は広告主へ請求することができ、広告主は支払う義務を負う。広告主は一切異議を申し出ることはいできない。
  1. 当該処理に関わる成果報酬および弊社指定手数料の合計額の 3 倍に相当する手数料
  2. 前項の調査に発生した交通費、人件費などの費用
  3. 訴訟などの裁判手続きを行った場合には、弁護士費用、調査に必要な交通費、印紙代などを含む一切の費用

#### 第 17 条 (トラッキングタグの設置及び管理)

1. 広告主は、広告プログラムに設定したトラッキングタグを常に正常稼働するように管理する責任を負うものとする。
2. 弊社よりトラッキングタグの更新が通知された場合、広告主は速やかに対応しなければならない。
3. 広告主が、本条 1 項、2 項に反した結果、サイトオーナーにおいて利益を受ける機会が失われ、成果報酬の集計漏れが生じた場合、またはその他の問題が発生した場合、トラッキングタグ更新以前に確定された成果のうち、請求最高金額の 1.5 倍を広告主の責任及び負担とし弊社に対して支払うものとし、弊社はサイトオーナーに対し、いかなる責任も負わないものとする。

## 第 18 条 (プログラムの停止、再開)

1. 広告主が運営する WEB サイトの改修に伴いプログラムの停止を希望する場合、その広告主から弊社に申請を行うことで停止ができることとする。
2. 広告主が運営する WEB サイトのプログラムを停止する場合、広告主は事前に提携しているサイトオーナーに対し、遅くとも WEB サイト停止日の 1 ヶ月前より連絡を行い、運営する WEB サイトの停止を通知案内することとする。
3. 広告主が前項の義務を怠り WEB サイトのプログラムを停止した場合、広告主は弊社に対し利用プラン問わず提携サイトオーナー数に 1650 円 (非課税) を乗じた金額を違約金として支払うこととする。
4. 広告主が運用する WEB サイトの改修、または広告主による事前連絡が無い状態での WEB サイトの非表示を弊社で確認した場合、弊社の判断により当該プログラムを停止することができる。
5. 広告主が WEB サイトを復旧させ、弊社にプログラムの再開を依頼する場合は、広告主はプログラムの再開作業費用として、弊社に 15000 円 (税抜) を支払うこととする。

## 第 19 条 (著作権・知的財産権)

広告主は、e-click において著作権上問題のあるコンテンツを利用してはならない。第三者との間で著作権に関する問題が生じた場合は、弊社は一切の責任を負わず広告主において対応するものとする。

## 第 20 条 (秘密保持ならびに個人情報の取扱)

1. 本契約を通じて弊社と広告主間で知り得た情報は、事前に相手方の承諾なくして一切外部に公表してはならない。ただし、既知の情報、裁判所もしくは警察その他行政機関の命令・捜査などがあった場合、または、裁判所・警察その他行政機関に対し訴訟その他の手続き上、弊社が提出すべきと判断した情報は除くものとする。
2. 弊社と広告主は参加広告主など全般にまたがって集計された統計情報については、当該情報の主体が特定できない範囲において利用、公表できるものとする。
3. 弊社は広告主の個人情報を弊社が別途規定する「個人情報保護方針」に基づき適正に取り扱い、弊社が管理する広告主の個人情報は弊社が別途規定する「個人情報の取り扱いについて」に従って利用するものとする。
4. 広告主は e-click を利用して得た、他の広告主情報およびサイトオーナーの情報については、e-click を利用する以外の目的で利用してはならない。本契約終了後もその効力は有効とする。

## 第 21 条 (サイトオーナー情報の利用)

広告主は e-click を通じて提供された、もしくは、知りうるサイトオーナーの個人情報については、弊社の承認なしに利用してはならない。弊社の事前の承認なしにサイトオーナーへ直接メールの送信や連絡などを行ってはならない。但し弊社管理画面経由での連絡は除く。

## 第 22 条 (契約期間)

1. 2018 年 11 月 30 日以前にサービスが開始された広告プログラム  
本契約の初回契約期限は、24 ヶ月間とする。24 ヶ月経過後は契約終了日の前月末日までに広告主が自身で広告主管理画面内の解約申請ページから解約申請しない限り、1 ヶ月毎に、更新されるものとし、以後も同様とする。

2. 2018年12月1日以降サービスが開始された広告プログラム  
本契約の初回契約期限は6ヶ月間とする。6ヶ月経過後は契約終了日の前月末日までに広告主が自身で広告管理画面内の解約申請ページから解約申請を申請しない限り、1ヶ月毎に、更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 前2項に定めた契約期間が更新されず契約が終了した場合、契約終了後も第16条2項乃至5項、第20条、第21条、第24条4項乃至7項、第26条、第27条、第28条、第31条、第36条、第38条の効力は有効とする。

### 第23条 (旧プランの取扱)

過去に弊社が提供していたプランで契約したプログラムについて、提供中のプランへ変更する際は契約当時保証金を支払っていない場合保証金を支払うこととする。

### 第24条 (解約)

広告主は解約する場合、初回契約期間経過後は、いつでも解約することができ、解約希望月の1ヶ月以上前の月末までに以下の方法によりその旨を届け出るものとする。

1. 解約は登録メールアドレス、もしくは管理画面の解約申請するページから申請するものとする。いかなる理由にせよ、登録メールアドレス以外からの申し出には一切応じないものとする。解約を申請する場合は「登録サイトURL」「登録サイト名」「契約者名」「解約希望日」を記載することとし、先の内容が記載されていない場合も解約は受け付けられないものとする。
2. 広告主は申請後弊社から送付される、弊社指定の手続きをすすめる義務があり、申請手続きが不備などにより完了しない場合は、解約申請をしていた場合でも解約手続きは完了せず、費用が発生する旨、承諾する。弊社で内容を確認し、内容に不備がなければ解約手続きが完了するものとする。
3. 記載内容に不足、不備があり解約手続きが完了しない場合、その間に発生した成果報酬については支払い義務を負うものとする。
4. 広告主は解約後であっても解約日の23:59:59秒までに発生した成果については、支払いの義務を負う。
5. 解約の際WEBメール経由で提携サイトオーナーに解約の連絡を実施しない場合も同様に解約手続きが完了しておらず、費用支払義務が発生するものとする。
6. 解約前に発生した成果を保留しその後広告主自身が設定した自動成果承認猶予日経過により、強制的に確定された成果についても広告主は支払い義務を負うものとする。
7. 解約までに発生した成果は解約日経過後、14日以内に確定するものとする。14日経過後発生成果を放置した場合は、発生成果は強制的に承認されるものとし、広告主は強制確定された成果について支払い義務を負うものとする。

### 第25条 (契約の解除)

弊社、または、広告主は相手方が以下のいずれかに該当する場合、相手方に通知することなく、直ちに利用契約を取り消すことが出来る。

1. 利用料金およびその他債務が、支払期日を経過後、弊社からの催告にも関わらず支払いが行われない場合
2. 本規約に定める禁止行為を行った場合
3. 弊社への申告、届出内容に虚偽の記載があった場合
4. 弊社の定める第14条(広告主の遵守事項)に照らし、広告主あるいは広告プログラムの内容が不適切と判

断した場合

5. 広告主に対する破産・民事再生・会社整理開始・会社更生手続き開始の申出があった場合または広告主が成年被後見人宣言もしくは被保佐人宣言を受けた場合
6. その他、本規約に違反したと弊社で判断した場合

## 第 26 条 (契約解除の効果)

1. 前条各項により利用規約が解除及び取り消しとなった場合、広告主は、弊社が解除及び取り消した利用月までに発生したすべての債務を弊社の指定する方法で支払うものとする。なお弊社はすでに支払われた料金などの払い戻しは一切行わないものとする。
2. 前項に基づき登録を解除された広告主は、本プログラムに再度登録することはできないものとする。

## 第 27 条 (精算義務)

1. 本契約が終了した場合、広告主は終了日までの①サイトオーナーへの成果報酬、②第 8 条、第 10 条、第 18 条に基づく違約金、③e-click コミッション、④システム利用料（無料プランを除く）、⑤各種サービスのオプション料金を支払わなければならない。
2. 本契約終了後、広告主は第 12 条及び第 13 条第 1 項に拘わらず、e-click 利用期間中に発生した成果報酬について、サービス終了後、14 日以内に確定、または、却下を行わなければならない。
3. 本契約または広告プログラムが広告主の事由により解除または一時停止された場合には、前項に拘わらず弊社が広告主に代わり成果を確定または却下できるものとする。
4. 広告主が債務支払いの義務を怠った場合、自動的に保証金より相殺される。充当は①②③④⑤の順に行うものとする。また相殺によっても債務が残っている場合、①②③④⑤の遅延損害金の利率は第 36 条に基づくものとする。
5. 本条第 4 項の相殺によっても債務が残っている場合、弊社はこのことにより生じるサイトオーナーからのクレームなどに対して一切責任を負わない。

## 第 28 条 (担当者との連絡)

1. 弊社から広告主に対する連絡は原則として電子メールで行われるものとする。弊社から発信した日を受信日とみなす。広告主はこの連絡メールを拒否できないものとする。
2. 弊社に連絡をせず、メールアドレスの変更がされ、弊社からの重要なメールが届かない場合、弊社は一切責任を負わない。
3. 広告主から弊社に対する問い合わせは原則として登録メールアドレスからとする。但し、本契約が終了した後など、メールアドレスの変更手続きができない特段の事情が存するなど、登録メールアドレスからの連絡が難しい場合は、契約時の「ログイン ID」、法人であれば「会社名」、「担当者名」、「登録メールアドレス」を必ず記載のうえ、登録メールアドレス以外のアドレスを使用しメールを送信するものとする。

## 第 29 条 (サービスの停止、変更、修正、追加、削除)

弊社はいつでも e-click のサービス内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとする。その内容の通知は 1 週間前までに広告主へ電子メール、もしくは、管理画面上、いずれかの方法で通知するものとするが、緊急を要する場合はこの限りではない。



### 第 30 条 (責任の限定)

弊社は本契約に関する債務不履行あるいは不法行為のほか請求の根拠の如何にかかわらず、得べかりし利益、あらゆる種類の附属的損害、間接損害、派生的損害、および特別損害について責任を一切負わないものとする。また、サービスの運営に最大限の努力をもって、安定的に維持することを努めるものとするが、以下の保証をするものではない。

1. サービスが停止されることなく、問題なく運営されること
2. サービスに欠陥が生じた場合、常に修復されること
3. サービス内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと
4. 前項のためのセキュリティ対策が十分に提供されていること

### 第 31 条 (損害賠償など)

広告主の行為によって発生した損害に対して、弊社はいかなる場合も一切責任を負わないものとする。本プログラムに関連して広告主が弊社に損害を与えた場合、または弊社がサイトオーナー、その他の第三者から損害賠償を請求された場合、その損害額（直接的損害および通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、その他の間接的、特別的、派生的または付随的損害の全てを含む。）を弊社は広告主に対して請求することができる。なお、広告主は本状における弊社からの損害賠償請求に対して一切の異議を申し立てないものとする

### 第 32 条 (権利及びライセンスの帰属)

弊社及び各広告主が提供する「コンテンツ」「技術」「すべてのイメージ（バナーや商標なども含む）」に関する権利は、すべて提供する側に帰属するものとし、サイトオーナーは、ネットワークの限定された範囲内でのみ、その利用を許諾されているものとする。また、サイトオーナーは事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更はできないものとする。

### 第 33 条 (商標などの使用)

1. 弊社の商標など（社名、サービス名、キャラクター画像などのロゴマークなどを含む）の使用は、広告主が e-click の広告主として活動するために必要な媒体（WEB サイト、名刺、パンフレット、説明用資料など）への掲載に限るものとする。
2. 弊社より商標などの使用許諾を得た場合であっても、弊社の判断により使用方法などを不適切と認めた場合には、弊社は広告主に対して直ちに使用を中止するよう申し出をし、または使用許諾の取り消しを行うことができる。

### 第 34 条 (譲渡)

1. 広告主は、弊社の事前の承諾または同意なしに本規約上の権利、債権、債務の全部または一部を譲渡することができないものとする。
2. 広告主が前項の承諾を得るには、現在の登録者名、登録メールアドレスを使用し相手先の連絡先、登録者名などを弊社に対してメールで送信するものとする。
3. 弊社が前項のメールを受信のうえ承諾の意思表示をし、譲渡先による保証金の支払いを確認した時点から、本条 1 項の譲渡の効力が生じるものとする。
4. 広告主は、譲渡先に対し、弊社に対し保証金（30000 円）の支払い義務を負うことを予め自らの責任をも

って伝えることとする。

### 第 35 条 (不可抗力)

天災、政府当局の不作为、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為などの不可抗力により本サービスの提供が困難または不可能となった場合、弊社及び広告主ともに本規約義務を履行する責任を負わず、履行遅滞について責任を負わないものとする。

### 第 36 条 (遅延損害金)

広告主が e-click の利用に関する支払い義務を怠った場合、その日数に応じて年 14.0%の割合による遅延損害金 (年 365 日の日割計算) を支払うこととする。

### 第 37 条 (届出義務)

1. 広告主は、申込情報 (住所、登記上の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、社名、代表者、個人経営から法人経営など) に変更など運営形態に変更があった場合、速やかに弊社に届け出るものとする。
2. 広告主が前項の届出を怠ったために弊社の通知または送付された書類が延着、または、未到達の場合、メールが届かないなど (弊社のメールサーバーに届いていない場合) には、通常到達すべき時に到達したものとする。
3. 前項にかかわる義務を怠ったために発生した損害については、すべて広告主の責務とし、弊社は一切の責を負わない。

### 第 38 条 (準拠法、合意管轄)

本規約に関する問題は、日本国法を準拠法とし、本契約に関する訴訟は、大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 第 39 条 (規約および条件などの改訂)

1. 本規約及び条件は、弊社の判断により広告主の承諾なく随時変更、改訂を行うことができるものとし、広告主はこれを承諾するものとする。
2. 上記改訂後の本規約も弊社と広告主との間の全ての関係に適用されるものとする。

以上

2006 年 05 月 15 日 変更・施行  
2008 年 03 月 04 日 改定  
2009 年 05 月 28 日 改定  
2011 年 11 月 25 日 改定  
2013 年 04 月 17 日 改定  
2015 年 06 月 01 日 改定  
2016 年 01 月 18 日 改定  
2018 年 12 月 01 日 改定

2022 年 08 月 29 日 改定

2023 年 04 月 01 日 改定

2023 年 06 月 01 日 改定